

公 告

このたび厚岸町農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項及び第3項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る意見のある者は、厚岸町の住民に限り、縦覧期間満了の令和8年9月5日までに町に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年9月20日（縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日間）までに町にこれを申し出ることができる。

なお、提出された意見書については、当該農業振興地域整備計画の変更を行うときに、その要旨及び当該意見書の処理の結果を同法第12条第1項の規定により公告する。

令和8年8月7日

厚岸町長 三 浦 克 宏



1 縦覧について

(1) 関係書類の名称

農用地利用計画（農用地区域）の変更一覧表

(2) 縦覧期間

令和8年8月7日から令和8年9月5日まで（30日間）

(3) 縦覧場所

厚岸町役場水産農政課

2 意見書の提出先等について

(1) 意見書の提出先

ア 郵便 〒088-1192

厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町役場水産農政課 農政係

イ ファクシミリ

0153-52-3138

ウ 電子メール

sangyou@akkeshi-town.jp

(2) 意見書の提出期限

令和8年9月5日（縦覧期間満了の日）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせする場合がありますため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

3 異議の申出先、申出方法、申出期間、及び注意事項

(1) 申出先

厚岸町役場水産農政課

(2) 申出方法

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。

ア 異議申出人の氏名及び年齢または名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有す

る所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日

オ 異議申し出の趣旨及び理由

カ 町の異議申出ができる旨の教示の有無とその内容

キ 異議申出の年月日

(3) 申出期限

令和8年9月20日（縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日間）

(4) 注意事項

ア 異議の申し出ができる者

農用地利用計画の変更案において農用地区域としている区域内の土地の所有者であるか又はその土地に関し法律上保護される権限、例えば地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、抵当権、鉱業権等を有している者

イ 異議申し出の内容

農用地利用計画の変更案の内容全般について行うことができる